

令和 5 年港湾運送事業雇用実態調査の実施について

調査概要

1 調査の目的

この調査は、港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の内容

(1) 対象港湾

イ 調査対象港湾

港湾労働法第 2 条第 1 号の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港（6 大港）

ロ 調査対象事業所

イの対象港湾において、港湾労働法第 2 条第 2 号の規定に基づく港湾運送事業及び港湾運送関連事業を行うすべての事業所 約 999 所（令和 2 年 12 月現在）

東京港	横浜港	名古屋港	大阪港	神戸港	関門港	合計
138	321	121	183	157	79	999

ハ 対象労働者

ロの事業所に雇用される現業部門の常用労働者、港湾労働法第 2 条第 5 号の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣された労働者（以下「派遣労働者」という。）及び日雇労働者

(2) 主な調査事項

- イ 事業所の属性に関する事項
- ロ 港湾運送事業量に関する事項
- ハ 常用労働者の労働条件に関する事項
- ニ 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項
- ホ 荷役の波動性に関する事項
- ヘ 教育訓練の実施に関する事項

(3) 調査対象期日及び実施期間

原則として令和 5 年 6 月 30 日現在の状況について、令和 5 年 7 月 1 日から同 7 月 31 日までの間に実施

(4) 公表の時期

概要については、調査後一年以内に公表

(5) 調査の方法

調査員による実地他計の方法の他、郵送調査、オンライン調査

令和 5 年度の調査項目の事務局案

- 現在の港湾調査の調査項目については、事業所の属性や事業量、また、労働条件、港湾派遣、日雇労働者の利用状況など多岐にわたっている。
- 令和 5 年度港湾調査については、次期計画策定に必要な調査項目は網羅していると思われること、また、大きく変えすぎると連続性が失われることも考慮し、調査項目は前回同様としたい。

その他

- 本調査は総務省の承認が必要な一般統計調査に該当することから、令和 4 年度（調査を行う前年度）秋頃より、令和 5 年度港湾運送雇用実態調査の総務省への承認手続きを行う予定。

平成30年港湾運送事業雇用実態調査票

秘 厚生労働省



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

※都道府県番号	※安定所番号	※事業所番号

[回答上の注意]

- 当調査票の記入は、調査員が貴事業所の担当者に面接して、原則として聴き取りによって記入しますが、事情によっては貴事業所の担当者に直接記入していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、直接記入する場合は、「記入要領」を参照してください。
- 特に断りのない限り、平成30年6月30日現在の状況について記入してください。
- 回答欄への記入は次の方法によってください。
 - 特に断りのない限り該当する主な番号1つを○で囲んでください。なお、複数回答については網掛けがしてあります。
 - 回答欄が空欄のところは該当事項又は数字を記入してください。
 - 数字の記入欄は0である場合は空欄にしないで0を記入してください。
 - ※印のついている欄には記入しないでください。
- 調査票は、月 日までに記入をお願いします。月 日頃に調査員が回収に伺う予定です。
- この調査票についてのご質問がありましたら、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

事業所担当者連絡先	
所属部課名	部 課
電話番号	()
氏名	
※調査員確認欄	

I 事業所の属性に関する事項

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地	〒						
3 法人番号							
4 事業の種類 〔該当するものすべてを○で囲んでください。〕	港 湾 運 送 事 業					港 湾 運 送	そ の 他
	一般港湾運送事業		港 湾 荷 役	は し け い か だ		港 湾 運 送	そ の 他
	無 限 定	限 定	事 業	運 送 事 業	運 送 事 業	関 連 事 業	の 事 業
	1	2	3	4	5	6	7
5 港湾労働者派遣事業の許可取得の有無	あり	なし	(注) 法人番号について、マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。法人番号の活用による政府統計の精度向上に資するため、法人番号の記入に御協力ください。				
	1	2					

II 港湾運送事業量に関する事項

問1 平成30年6月中における貨物の取扱量についてお答えください。

港 湾 運 送 事 業		
革 新 荷 役	在 来 荷 役	合 計
トン	トン	トン

(注) 「革新荷役」とは、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO船荷役、サイロ荷役をいい、「在来荷役」とは「革新荷役」以外の荷役をいいます。
 なお、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO船荷役に関しては、国土交通省報告で使われている換算方法で計算してください。

Ⅲ 常用労働者の労働条件に関する事項

問2 年齢階級別の労働者数についてお答えください。

職種	年齢	合計	35歳未満	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳以上
現業部門		人	人	人	人	人	人	人	人
事務・管理部門		人	(注) 「常用労働者」とは、期間を定めずに雇用している労働者又は2か月を超える期間を定めて雇用している労働者（日雇労働者以外の者）をいいます。						

以下、問3～問9については現業部門の常用労働者(問7については派遣及び日雇労働者も含む)についてのみお答えください。

問3 定年制の有無等及び定年年齢並びに継続雇用制度の導入についてお答えください。

定年制あり	1	→	一律である	1	→	定年年齢	歳	
定年制なし	2		一律でない	2		継続雇用制度の導入の状況	導入している	1
							導入していない	2

問4 退職金制度についてお答えください。

退職金制度あり	1	→	定年退職の場合の標準的な退職金額			
退職金制度なし	2		中学卒	万円	大学卒	万円
			高校卒	万円	その他	万円

問5 勤続年数階級別の労働者数についてお答えください。

1年未満	1～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25年以上	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

問6 賃金形態別の労働者数についてお答えください。

月給	日給	月給	日給	出来高給	その他
人	人	人	人	人	人

(注) 「日給月給」とは賃金が月単位で決められているが、欠勤した場合はその日数分を日割り計算して差し引くものをいいます。

1 賃金形態が月給又は日給月給の場合、不就労日（港湾運送の作業が無いなど使用者の責に帰すべき事由により休業せざるを得ない日）の賃金は基本給の何割程度を支払いますか。次の区別に該当する人数についてお答えください。

60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%
人	人	人	人	人

問7 職種別の労働者数をお答えください。1人の者が複数の職種（作業）に従事する場合は、主として従事する職種別に太枠上段へ計上してください。同様にして、平成30年6月中における職種別の港湾派遣労働者について太枠中段へ、日雇労働者について太枠下段へ計上してください。

職種	①船内荷役作業員	②沿岸荷役作業員	③関連荷役作業員	④はしけ・いかだ作業員	⑤フォークリフト運転者	⑥クレーン運転者（⑦ガントリークレーン運転者を除く）	⑦ガントリークレーン運転者	⑧ショベル・ストラドル運転者	⑨大型特殊自動車等運転者	⑩その他	合計
常用	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
派遣	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
日雇	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日

(注) 職種については、次ページの表により区分してください。

①船内荷役作業員	船内において、荷の積み卸し作業に従事する者（ただし、③及び⑤～⑨に該当する者は除く）	⑤フォークリフト運転者	大型、小型を問わず、フォークリフトを運転する者 大型、小型を問わず、移動式とその他のクレーン（ガントリークレーン運転者を除く）を運転する者	
②沿岸荷役作業員	埠頭から倉庫までの間における荷の積み卸し作業に従事する者（ただし書き、前記①に同じ）	⑥クレーン運転者（⑦ガントリークレーン運転者を除く）		
③関連荷役作業員	船内又はコンテナ内において、固定、区画、荷造、荷直、清掃の作業に従事する者	⑦ガントリークレーン運転者		ガントリークレーンを運転する者
④はしけ・いかだ作業員	はしけ又はいかだに乗り組み、はしけの荷の積み卸し、積み荷の保全、航行、いかだの編成、解体、航行の作業に従事する者	⑧ショベル・ストラドル運転者 ⑨大型特殊自動車等運転者 ⑩その他		ショベルローダー及びストラドルキャリアを運転する者 大型特殊自動車、大型自動車及び牽引自動車を運転する者 ①～⑨のいずれにも該当しない者

問8 休日及び労働時間についてお答えください。

年間休日総数	週所定労働時間	平成30年6月における月間実労働時間（1人平均）	うち、所定外労働時間（1人平均）
日	時間	時間	時間

(注) 「年間休日総数」とは、年間の「週休日」及び「週休日以外の休日」をいい、臨時休業日は含みません。
「平成30年6月における月間実労働時間」及び「うち、所定外労働時間」は「1人平均」の時間を計上してください。

週休2日制の導入あり					週休2日制の導入なし
完 全	月 3 回	隔 週	月 2 回	月 1 回	
1	2	3	4	5	6

問9 交代制勤務の導入状況についてお答えください。

交代制勤務あり			交代制勤務なし
2交代制	3交代制	その他	
1	2	3	4

(注) 交代制勤務とは、昼間から夜間・早朝に作業が及ぶ場合等に、作業時間を分割し労働者を交代して勤務させることをいい、1日の作業時間について労働者を交代させる回数に応じて2交代制、3交代制等に区分されます。

IV 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項

問10 平成30年6月中における港湾派遣労働者の派遣を受けた状況について以下の問にお答えください。
なお、港湾派遣労働者については、1人1月あたりの派遣による就労日数の上限が7日となっています。
(注) 港湾派遣労働者とは、港湾労働法の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣される労働者をいいます。

派 遣 を 受 け た					派遣を受けなかった
波動性に対処するため	人手不足のため（募集等をしているが人が確保できない）	自社の常用労働者の就く業務以外の業務に従事させるため		左記以外の理由のため	
		補助業務	特別な資格等スキルが必要な業務		
1	2	3	4	5	6

派遣による就労日数の上限について、お答えください。

短 い	適 当	長 い
1	2	3

派遣による就労日数の上限が緩和された場合（就労日数の増）についてお答えください。

派遣制度を活用したい	1
派遣制度を活用しない	2

問 11 平成30年6月中における日雇労働者の使用状況についてお答えください。また、日雇労働者を使用した場合には、その理由についてお答え下さい。

(注) 港湾派遣労働者は含まれません。

日雇労働者を使用した				日雇労働者を使用しなかった
波動性に対処するため (派遣を受けられなかったため)	人手不足のため (募集等をしていないが人が採用できない)	自社の常用労働者の就く業務以外の業務に従事させるため	左記以外の理由のため	
1	2	3	4	5

V 荷役の波動性に関する事項

問 12 平成30年6月の各日における港湾運送事業への就労人員について、常用労働者（港湾派遣労働者として派遣先で就業した常用労働者は含まず、通常は港湾運送事業以外の業務に従事している常用労働者で、臨時に港湾運送の業務に従事した労働者は含みます。）、派遣を受けた港湾派遣労働者、日雇労働者別にお答えください。なお、港湾運送事業以外の業務に就労した場合は除いてください。

日	曜日	常用労働者	港湾派遣労働者	日雇労働者
1	金	人	人	人
2	土	人	人	人
3	日	人	人	人
4	月	人	人	人
5	火	人	人	人
6	水	人	人	人
7	木	人	人	人
8	金	人	人	人
9	土	人	人	人
10	日	人	人	人
11	月	人	人	人
12	火	人	人	人
13	水	人	人	人
14	木	人	人	人
15	金	人	人	人

日	曜日	常用労働者	港湾派遣労働者	日雇労働者
16	土	人	人	人
17	日	人	人	人
18	月	人	人	人
19	火	人	人	人
20	水	人	人	人
21	木	人	人	人
22	金	人	人	人
23	土	人	人	人
24	日	人	人	人
25	月	人	人	人
26	火	人	人	人
27	水	人	人	人
28	木	人	人	人
29	金	人	人	人
30	土	人	人	人

問 13 平成30年6月中における荷役作業の状況についてお答えください。

荷役作業日数を数	雇用する常用労働者で適正であった日	日
	雇用する常用労働者で過剰であった日	日
	雇用する常用労働者で不足であった日	日
荷役作業を行わなかった日		日
合計		30日

1 過剰であった日の状況をお答えください。

過剰であった日の過剰人員の合計	人日
港湾派遣労働者として派遣先で就労した人員の合計	人日
港湾運送事業以外の業務に従事した人員の合計	人日
不就労であった人員の合計	人日
最も過剰であった日の過剰人員	人

2 不足であった日の状況をお答えください。

不足であった日の不足人員の合計	人日
最も不足であった日の不足人員	人

(注) 「港湾運送事業以外の業務に従事した人員の合計」は、用具の修理等港湾運送以外の業務に従事した延べ日数を計上してください。「不就労であった人員の合計」は、所定労働日であって出勤したにもかかわらず、就労できなかった延べ日数を計上してください。

→ 3 不足であった日の対応方法についてお答えください。(主なもの2つ以内)

仕事の期日を延ばしてもらった	1	港湾派遣労働者の派遣を受けた	5
処理できない分を元請に返還した	2	日雇労働者を雇い入れた	6
港湾運送部門以外の労働者が就労した	3	その他	7
自社の他事業所の労働者が就労した	4		

問 14 最近の「平日における早朝荷役」「日曜・祝日における夜間・早朝荷役」の状況についてお答えください。

大幅に増加している	ある程度増加している	特に変化なし	減少している	不明
1	2	3	4	5

(注) 早朝荷役とは午前4時から午前8時の間に行う荷役をいい、夜間荷役とは午後4時30分から翌午前4時の間に行う荷役をいいます。

VI 教育訓練の実施に関する事項

問 15 過去1年間(平成29年7月1日～平成30年6月30日)における現業部門の常用労働者の教育訓練の実施状況についてお答えください。

実施した	1
実施しなかった	2

→ 1 実施した訓練についてお答えください。
(該当するものすべてを○で囲んでください。)

訓練の種類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
実施方法		安全衛生	フォークリフト運	クレーン運(④を除く)	ガントリークレーン運	ショベル・ストラドル運	大型特殊自動車等運	他の荷役機械運	その他
新規採用時の訓練	社内訓練	1	1	1	1	1	1	1	1
	委託訓練	2	2	2	2	2	2	2	2
在職者訓練	社内訓練	3	3	3	3	3	3	3	3
	委託訓練	4	4	4	4	4	4	4	4

(注) 「ショベル・ストラドル運」とは、ショベルローダー及びストラドルキャリア運のことです。
「大型特殊自動車等運」とは、大型特殊自動車、大型自動車及び牽引自動車運のことです。

→ 2 実施しなかった理由についてお答えください。(主なもの2つ以内)

時間がない	1	設備がない	3	ノウハウがわからない	5	その他	7
費用がかさむ	2	講師がない	4	対象者がいない	6		

問 16 今後、教育訓練(社内訓練・委託訓練)を行う場合に課題となることについてお答え下さい。
(各訓練において、主なものを○で囲んで下さい)

社内訓練		委託訓練	
教育訓練を行う時間がない	1	教育訓練を行う時間がない	1
教育訓練の方法がわからない	2	委託する金銭的余裕がない	2
指導する人材が不足している	3	適切な教育訓練施設がない	3
その他	4	その他	4

～御協力ありがとうございました～

港湾運送事業雇用実態調査 集計事項

- 第1表 港湾別、事業の種類別事業所数
- 第2表 港湾別、規模別事業所数
- 第3表 港湾別、港湾労働者派遣事業の許可取得の有無
- 第4表 事業所規模別、港湾労働者派遣事業の許可取得の有無
- 第5表 港湾別、革新荷役・在来荷役別月間貨物取扱量
- 第6表 港湾別、年齢階級別常用労働者数
- 第7表 事業所規模別、年齢階級別常用労働者数
- 第8表 港湾別、定年制の有無別事業所数
- 第9表 事業所規模別、定年制の有無別事業所数
- 第10表 港湾別、定年年齢階級別事業所数
- 第11表 事業所規模別、定年年齢階級別事業所数
- 第12表 港湾別、退職金制度の有無別事業所の割合
- 第13表 事業所規模別、退職金制度の有無別事業所の割合
- 第14表 港湾別、継続雇用制度導入の割合
- 第15表 事業所規模別、継続雇用制度導入の割合
- 第16表 港湾別、学歴別定年退職金額
- 第17表 事業所規模別、学歴別定年退職金額
- 第18表 港湾別、勤続年数階級別労働者割合
- 第19表 事業所規模別、勤続年数階級別労働者割合
- 第20表 港湾別、賃金形態別労働者割合
- 第21表 事業所規模別、賃金形態別労働者割合
- 第22表 港湾別、不就労日の通常賃金日額に対する割合階級別労働者数
- 第23表 事業所規模別、不就労日の通常賃金日額に対する割合階級別労働者数
- 第24表 港湾別、職種別労働者数
- 第25表 事業所規模別、職種別労働者数
- 第26表 港湾別、週所定労働時間階級別事業所数、平均労働時間、平均休日数
- 第27表 事業所規模別、週所定労働時間階級別事業所数、平均労働時間、平均休日数
- 第28表 港湾別、週休2日制の導入の有無及び週休2日別形態別事業所割合
- 第29表 事業所規模別、週休2日制の導入の有無及び週休2日別形態別事業所割合
- 第30表 港湾別、交代制勤務の導入割合
- 第31表 事業所規模別、交代制勤務の導入割合
- 第32表 港湾別、港湾派遣労働者の使用割合

- 第33表 事業所規模別、港湾派遣労働者の使用割合
- 第34表 港湾別、港湾派遣労働者を使用した動機別割合
- 第35表 事業所規模別、港湾派遣労働者を使用した動機別割合
- 第36表 港湾別、派遣就労が可能である日数の上限希望別割合
- 第37表 事業所規模別、派遣就労が可能である日数の上限希望別割合
- 第38表 港湾別、派遣制度活用希望割合
- 第39表 事業所規模別、派遣制度活用希望割合
- 第40表 港湾別、日雇労働者の使用割合
- 第41表 事業所規模別、日雇労働者の使用割合
- 第42表 港湾別、日雇労働者の募集動機割合
- 第43表 事業所規模別、日雇労働者の募集動機割合
- 第44表 港湾別、職種別派遣労働者数
- 第45表 事業所規模別、職種別派遣労働者数
- 第46表 港湾別、職種別日雇労働者数
- 第47表 事業所規模別、職種別日雇労働者数
- 第48表 港湾別、日別就労延日数
- 第49表 事業所規模別、日別就労延日数
- 第50表 港湾別、荷役作業の有無、労働者の過不足日数
- 第51表 事業所規模別、荷役作業の有無、労働者の過不足日数
- 第52表 港湾別、月間就労状況
- 第53表 事業所規模別、月間就労状況
- 第54表 港湾別、過剰人員・不足人員数
- 第55表 事業所規模別、過剰人員・不足人員数
- 第56表 港湾別、常用労働者で不足の場合の対応方法別事業所の割合
- 第57表 事業所規模別、常用労働者で不足の場合の対応方法別事業所の割合
- 第58表 港湾別、最近の日曜・夜間荷役等の状況別割合
- 第59表 事業所規模別、最近の日曜・夜間荷役等の状況別割合
- 第60表 港湾別、職業訓練実施の有無別事業所の割合
- 第61表 事業所規模別、職業訓練実施の有無別事業所の割合
- 第62表 港湾別、教育訓練実施の種類別・実施方法別事業所数
- 第63表 事業所規模別、教育訓練実施の種類別・実施方法別事業所数
- 第64表 港湾別、教育訓練の実施しなかった理由別事業所の割合
- 第65表 事業所規模別、教育訓練の実施しなかった理由別事業所の割合
- 第66表 港湾別、教育訓練を行う場合の課題別事業所の割合
- 第67表 事業所規模別、教育訓練を行う場合の課題別事業所の割合

第68表 港湾別、派遣を受けた理由別派遣日数希望割合

第69表 事業所規模別、派遣を受けた理由別派遣日数希望割合